

国指定円山川下流域鳥獣保護区
円山川下流域特別保護地区
指定計画書（環境省案）

平成24年 月 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

円山川下流域特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

(田結地区)

兵庫県豊岡市田結字細坂1699－1番地の西側地番界と県道久美浜気比線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み田結字サゴ谷1321－1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同1322－1の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を西進し字寺谷1327の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同1328の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同1329の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同県道との交点に至り、同所から同県道を東進し字カヤノ1409の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を北東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東進し同1404－1と同1418との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を西進し字熊ノ畑1266－2の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同1263の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同1262－1と同1265との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同1242の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を南西に進み字鳥ケ本1078の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同1079の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同1073の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み農道との交点に至り、同所から同所と字辻堂前546の地番界とを最短距離で結ぶ直線を南西に進み同地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を西進し字久西452－1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同440－1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み同449の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同448の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同447の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同446の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同445の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同444の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同445の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北

進し同446の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同447の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同448の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同449の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同450の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同451の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み同452-1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み字仲田466の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同463の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同462の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同471の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同459-1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し田結川左岸との交点に至り、同所から同所と起点とを結ぶ直線を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域。

(気比・畑上地区)

兵庫県豊岡市気比字崩シ239-5北端を起点とし、同所から山林地類界を南東に進み市道気比三原線との交点に至り、同所から同市道を南進し字溝谷285の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を南東に進み字宮代783の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を南東に進み同769の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し水田管理道路との交点に至り、同所から同道路を南進し水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を南進し気比川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し字伏津841の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を東進し同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し字寒浪891の地番界との交点に至り、同所から山林地類界を東進し同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み農道との交点に至り、同所から同農道を北東に進み県道香美久美浜線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し市道畑上向住線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道金鋼寺畑上線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道豊岡竹野線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み畑上字ミサビ谷39の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を南進し同41の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同37の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し県道豊岡竹野線との交点に至り、同所から同所と字三百保116の南西端とを結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から水田地類界を北進し県道香美久美浜線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道久美浜気比線との交点に至り、同所から同県道を北進

し市道気比三原線との交点に至り、同所から同市道を東進し気比川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北進し起点に至る線に囲まれた区域（畑上字森ケ下693－1、700－1、同堂ノ前185－4、193－4及び200－4、並びに気比字椎ケ下1436－2を除く。）。

（楽々浦地区）

兵庫県豊岡市の円山川右岸の距離標2.4km点を起点とし、同所から楽々浦湾の汀線を東進し国管理区間の境界線との交点に至り、同所から国管理区間界を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域。

（戸島地区）

兵庫県豊岡市城崎町戸島字平島2075－2北端を起点とし、同所から豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地敷地を東進し水田管理道路との交点に至り、同所から同道路を南進し字中島2042の南端に至り、同所から水田管理道路を西進し同2045の南西端に至り、同所から水田管理道路を北進し起点に至る線に囲まれた区域。

（桃島地区）

兵庫県豊岡市の円山川国管理区間界と桃島川の兵庫県指定区間界との境界線南端右岸を起点とし、同所から同区間界を南進し桃島池の湖岸線との交点に至り、同所から同湖岸線を周回し同区間界との交点に至り、同所から同区間界を北東に進み国管理区間界との交点に至り、同所から同境界線を南進し起点に至る線に囲まれた区域。

（3）特別保護地区の存続期間

（指定の日）から平成43年10月31日まで

（4）特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

（5）特別保護地区の指定目的

当該区域は、兵庫県豊岡市を流れる円山川の下流部を中心とした区域である。

当該区域を含む豊岡盆地は、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のコウノトリが集団で繁殖していたが、1971年には野外から姿を消し、1986年に最後の保護飼育個体が死亡し一度絶滅している。しかし、1965年から始められ

た試験的な人工繁殖を端緒に保護増殖の取組が開始され、2005年からは繁殖個体の放鳥による野生復帰が行われ、現在40羽以上のコウノトリが主に当該区域周辺で生息している。当該区域では、2008年からこれまでに9羽が巣立ち、現在野外に生息している自然繁殖個体を最も多く安定的に輩出している区域であり、コウノトリの生息にとって重要な場所となっている。

当該区域を流れる円山川は、河川勾配が緩く、当該区域内にある低湿地帯にはコウノトリの餌となるトノサマガエル、ドジョウ等の生物が生息している。中でも水田及びその周辺（田結地区、気比・畑上地区等）並びに湿地（戸島地区）は、営巣期及び巣立ち期の親鳥及び幼鳥が採餌に利用しており、コウノトリの繁殖に特に重要な区域である。なお、当該区域内の戸島地区には人工巣塔1基があり2008年から毎年安定的に繁殖が確認されている。

このほかに絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、準絶滅危惧種のみさご等の希少な鳥類を始めとして31科129種の鳥類が生息している。

このように、当該区域は、円山川下流域の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域で繁殖するコウノトリを始めとする鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- (1) 希少鳥獣生息地の保護区として、コウノトリを始めとする鳥類の良好な生息、繁殖環境が保たれるよう適切な管理に努める。
- (2) 関係地方公共団体、関係機関、NGO等と連携し当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

3 国指定特別保護地区の区域に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 125 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 ー ha

農耕地 73 ha

水 面 31 ha

その他 21 ha

イ 所有者別内訳

国有地 - ha

| | | | | | | |
|-----------|---------|------|-----|------|-----|------|
| 国有林 | 林野庁所管 | - ha | 制限林 | - ha | 保安林 | - ha |
| | 文部科学省所管 | - ha | | 普通林 | | - ha |
| 国有林以外の国有地 | | | | | その他 | - ha |

| | | | |
|----------|------|--------|------|
| 地方公共団体有地 | 5 ha | 都道府県有地 | 0 ha |
| | | 市町村有地等 | 5 ha |

私有地等 89 ha

公有水面 31 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

| | | | |
|--------------|-------|--------------|-------|
| 自然環境保全法による地域 | - ha | 自然環境保全地域特別地区 | - ha |
| | | 自然環境保全地域普通地区 | - ha |
| 自然公園法による地域 | 42 ha | 特別保護地区 | - ha |
| 名称（山陰海岸国立公園） | | 特別地域 | 39 ha |
| | | 普通地域 | 3 ha |
| 文化財保護法による地域 | - ha | | |

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、兵庫県北部の豊岡市を貫流する円山川の下流域に位置する区域である。

イ 地形、地質等

当該区域は、円山川の下流域を中心に山地で囲まれており、円山川及びその支川に沿うように谷底平野が分布し、平たん部は水田が主となっている。谷底平野の地質は、れき、砂、シルト及び泥となっている。

ウ 植物相の概要

当該区域では、円山川沿いの低地部又は谷部で水田雑草群落、ヨシクラス等が見られる。

エ 動物相の概要

当該区域では、カイツブリ、ミサゴ、コチドリ、ジョウビタキ等31科129種の鳥類の生息が確認されている。

また、ジネズミ、コウベモグラ、ノウサギ等10科11種の哺乳類が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域において、ニホンジカ、イノシシ等による農林業被害が生じている。

特にニホンジカについては、防護柵等の設置等の対策により農業被害は減少傾向にあるものの、逆に林業被害は増加傾向にある。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

- | | | |
|---------------|----|---|
| (1) 特別保護地区用制札 | 10 | 本 |
| (2) 案内板 | 1 | 基 |